第二条第一項第百二号の三の次に次の二号を加える。

百二の四　硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五　硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第百二号の四及び第百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定

日本国政府及びモロッコ王国政府は、

日本国及びモロッコ王国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

投資の相互の促進及び保護が、事業に係る発意を促し、及び両締約国において一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国が規制を行う固有の権利を有することを認めるとともに、立法上及び規制上の優先事項を定め、公共の福祉を保護し、並びに公共の福祉に係る正当な目的（公衆衛生、安全、環境、有限天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の保存、金融システムの健全性及び安定性、公衆の道徳等）を保護するための両締約国の柔軟性を保持することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成し、及び直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待、危険の負担又は一定の期間）を有するものをいい、特に次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及びこれに類する国際協定であって両締約国が当事国であるものに規定する知的財産権

(vii)　特許、免許、承認、許可及び法令又は契約によって与えられる類似の権利（天然資源の探索、栽培、抽出又は採掘のための権利を含む。）

(viii)　他の全ての資産（動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈　この協定の適用上、投資財産には、次のものを含まない。

(i)　締約国が発行する債務証券又は締約国若しくは公的企業に対する貸付金

(ii)　次のもののみから生ずる金銭債権

(A)　一方の締約国の領域にある国民又は企業による他方の締約国の領域にある国民又は企業に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B)　商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、この(a)(iii)に規定する貸付金を除く。）

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料（以下「投資財産に係る収益」という。）を含む。

投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の領域において投資を行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人。ただし、二重国籍者である自然人は、専らその支配的かつ実効的な国籍の国の国民とみなす。

(ii)　締約国の企業であって、当該締約国の領域において実質的な事業活動を行っているもの

注釈　第三国の企業の支店であって、締約国の領域に所在するものは、当該締約国の投資家とみなさない。この協定の適用上、「企業の支店」とは、締約国の領域に所在する支店であって、当該領域において事業活動を行うものをいう。

(c)　(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、管理、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。